

第5回まちづくり条例策定審議会が開催されました

2月7日(火)に第5回まちづくり条例策定審議会が開催され、市長に答申する最終案が決定されました。(なお条例の名称について、審議会では「三好市まちづくり基本条例」とすることとしています)

第4回審議会で、審議会の中間報告としてまとめた条例案について、12月27日から1月26日まで、パブリックコメント(広く市民から意見を募集する手続き)を実施するとともに、市職員からも意見を募集しました。寄せられたパブリックコメントは貴重な意見として審議会で議論されました。

市民の意見として、三好市の特徴的な活動として総合型地域スポーツクラブ(いけだスポーツクラブ)があり、まちづくりにもつなげていけるのではないかとという提案がありました。審議会では総合型地域スポーツクラブの活動の重要性について意見交換が行われました。条例の中に各個別団体について規定することはできませんが、「地域のま

ちづくり」という条項の中で「市は、地域のまちづくりを促進するために適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めるものとする」と定めており、スポーツクラブも市民活動団体に含まれるものであることが確認されました。

また職員の意見として、前文の修正案が提案されました。前文は条例の理念やまちづくりの方向性を示すものです。自然や歴史的文化遺産、美しい景観に恵まれた三好市を将来にわたって継承していくとともに、訪れた人が「また来たい」と思えるまちの実現に取り組むことを記述していましたが、訪れた人が「ここに住みたい」という一言を加えたらどうかという提案があり、追記することとしました。

審議会の最後には、岸上会長から「条例を作っただけで終わるのではなく、これから活かす努力が必要である。各地域で皆さんが努力して、元気で明るい三好市にしたい。



ここからがスタートである」という言葉がありました。また学識者として参加いただいた岩崎教授からは「これからは条例の周知を進めて欲しい、また条例にあるようにお互いの責務を自覚しながらそれぞれ活動を展開していくことが、三好市の将来を支える力になる」というエールをいただきました。

これをもって2年間に渡るまちづくり条例の検討を終了しました。

三好市まちづくり条例策定審議会より 答申書が提出されました



三好市まちづくり条例策定審議会答申として2月17日に「三好市まちづくり基本条例の素案」と委員の意見を答申書にとりまとめ、岸上会長から市長に手渡しました。

この答申を受けて、市長は三好市議会3月定例会へ条例案を提出します。議会での審議を経て可決後、平成24年4

月1日公布、10月1日に施行を予定しています。施行までの半年間に、まちづくり基本条例解説パンフレットの配布を始めとして様々なPRを検討しているところです。

「三好市まちづくり基本条例」に関するご質問などありましたら、三好市企画調整課までお問い合わせください。

お問い合わせ先
三好市 企画調整課
電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp



会議およびパブリックコメントに関する詳しい内容は、三好市ホームページで公開中です。ぜひご覧ください。
◀ QR コードからアクセスできます